

文化・スポーツ担い手強化応援補助金 Q&A

①対象団体について

Q. 質問	A. 答え
<p>Q 今回の補助金を目的として、新しく団体を設立したいのですが、対象団体となりますか？</p>	<p>A 対象となります。 青少年及び成人に対して行われる組織的な活動を行う市内の団体（地域クラブ）で、今後中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れるための準備を実施しようとする団体が対象です。</p>
<p>Q 地域づくり協議会や自治会と連携して補助を受けている団体は対象となりますか？</p>	<p>A 対象となります。 活動体制の強化に取り組むため継続した活動を続ける団体で、中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れ可能であると意思表示を示している地域クラブが対象となります。</p>
<p>Q 老人クラブは、対象団体となりますか？</p>	<p>A 老人クラブの加盟団体でも中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れについて可能であると意思表示した地域クラブであれば対象となります。</p>
<p>Q スポーツクラブ21団体は対象団体となりますか？</p>	<p>A スポーツクラブ21の加盟団体等で中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れ可能であると意志表示した地域クラブであれば対象となります。</p>
<p>Q 代表者は南あわじ市在住ですが、会員の大部分が市外の住民です。対象団体となりますか？</p>	<p>A 中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れ可能であると意思表示を示している市内を拠点に活動する地域クラブであれば、対象となります。</p>
<p>Q 友人同士で集まって事業を実施するのですが、対象となりますか？</p>	<p>A 文化・スポーツ団体で、中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れ可能であると意思表示を示している市内を拠点に活動する地域クラブが対象です。 新たに活動したい人など、誰でも受け入れてくれる団体が対象です。</p>

②補助対象事業について

Q. 質問	A. 答え
Q 対象となる事業であれば、活動場所、実施場所は南あわじ市内でなくても補助対象となりますか？	A 原則、活動場所、実施場所を含め、活動拠点も南あわじ市内である事業が対象となります。

③対象経費について

<イベント等実施に係る経費>

Q. 質問	A. 答え
Q 講師を招いた練習、講習会の講師代は、対象経費となりますか？	A 対象となります。但し、担い手育成のために必要なイベントに限ります。
Q イベントで開催する場合の会場使用料は対象となりますか？	A 担い手を確保するために企画したイベントにかかる会場使用料は対象となります。 ただし、通常の練習や試合等で会場を借り上げる費用は対象となりません。
Q イベントのためにバスの借上げ代や指導者の交通費は対象経費となりますか？	A 担い手を確保するために企画したイベントにかかるバスの借上げ代は対象となります。 また通常の指導者に対してではなく、技術指導、大会運営の謝礼で交通費であれば対象となります。
Q 部員募集等のチラシ、ポスター制作等の費用は対象経費となりますか？	A 中学生を含めた若年層の市民等を担い手として募集するものは対象となります。
Q 生徒と指導者の懇親を目的とする事業は対象経費となりますか？	A 対象となりません。 単なる懇親目的の事業(親睦会や親睦旅行)は対象となりません。
Q 練習・試合時の指導者弁当代、お茶代は対象経費となりますか？	A 対象となりません。
Q 指導者や生徒の保険料は対象経費となりますか？	A 対象となりません。 スポーツ安全保険等については、個人負担となります。
Q 担い手強化のための計画的な書類は必要ですか？	A 申請時の事業計画書の提出の中で、記載のうえ提出ください。
Q 担い手になる年齢等の基準はありますか？	A 申請の際に団体の年齢構成を記載ください。 既存のメンバーよりも若い方が、長期的に主体となって担い手になっていただきたいと思えます。
Q 毎年開催しているスポーツ大会は対象となりますか？	A 担い手獲得のためのイベントであれば対象となります。

<活動備品等支援経費>

Q. 質問	A. 答え
Q 中学生の指導に必要な公認資格取得にかかる必要経費は対象となりますか？	A 中体連の大会へ出場するために必要な資格取得経費など、中学生の指導に必要な経費は対象となります。
Q バスの借上げ代や指導者の交通費は対象経費となりますか？	A 対象となりません。
Q 練習、試合等で会場を借り上げる費用は対象経費となりますか？	A 対象となりません。
Q 入部した中学生を含めた部員全員で使用する用具を購入しますが、対象経費となりますか？	A 中学生を含めた担い手を受け入れるために必要な用具であれば対象となります。
Q 個人で使用する用具、備品購入は対象経費になりますか？	A 対象となりません。 個人に帰属する用具(グローブ、靴、ラケット、まわし等)は対象外です。
Q 活動に必要な消耗品(グラウンド整備のためのラインパウダー、文房具等)は、対象経費となりますか？	A 中学生を含めた若年層の市民等を担い手として受け入れるための活動で必要な消耗品であれば対象となります。
Q 備品の購入を考えていますが、見積書をとる必要がありますか？	A 必要ありませんが、交付申請にあたっては、概算費用の調査をお願いします。
Q 領収書を失くしてしまいました。金額はメモを残していますが、領収書の提出がなくてもいいですか？	A 領収書の写しがなければ対象経費と認められません。購入したお店で再発行していただくなど、必ず提出が必要です。
Q 対象経費となる備品や消耗品の購入数や価格の基準がありますか？	A 申請時に購入する理由を事業計画に記載のうえ、提出ください。内容によっては問合せさせていただきます。

④ 交付の流れについて

Q. 質問	A. 答え
Q 補助金の交付は事業が完了してからになるのでしょうか？	A 基本的に事業完了後の実績払いとなります。事業を実施するために前払いが必要な場合は概算払いが可能です。
Q 実績報告書の提出は、いつですか？	A 事業完了から30日以内に提出をお願いします。すでに終了した事業については、交付決定から30日以内となります。
Q 実績報告書には、こういったものが必要ですか？	A 実績報告書に次の2点を添付願います。 ・領収書(写)【宛名は申請団体名】 ・内容がわかるもの(写真など)
Q 補助金の交付はいつですか？	A 基本的に実績報告書提出後の精算払い(後払い)となります。

⑤ その他

Q. 質問	A. 答え
Q 対象事業であれば、一団体の上限となる補助金の満額を交付していただけるのですか？	A 1 団体15万円が限度ですが、15万円を下回る場合は「実績額」となります。
Q この補助制度は、来年度以降も継続してありますか？	A 令和5年度～令和7年度を予定しています。但し、会員受け入れに必要な備品等の購入に対する補助については、1度受けた団体は補助対象外です。
Q 申請書類ですがデータ提出は可能ですか？	A 申請書に押印の必要がないため、データでの提出も可能です。
Q 中学生の受け入れ準備をしましたが、生徒が入りませんでした。補助金は返還しなければいけませんか？	A 担い手を受け入れる目的のために既に支出した経費であれば、返還の必要はありません。
Q 中学生が入りましたが、1カ月もたずに退会しました。補助金は返還しなければなりませんか？	A 今後も担い手を受け入れしていただくため、返還の必要はありません。